

平成26年12月26日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成26年11月分)について

平成26年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成26年11月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、11月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた185件（市区町村において発生した3件、委託業者等で発生した4件を含む）のうち、公表可能な147件及びシステム事故8件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状 況

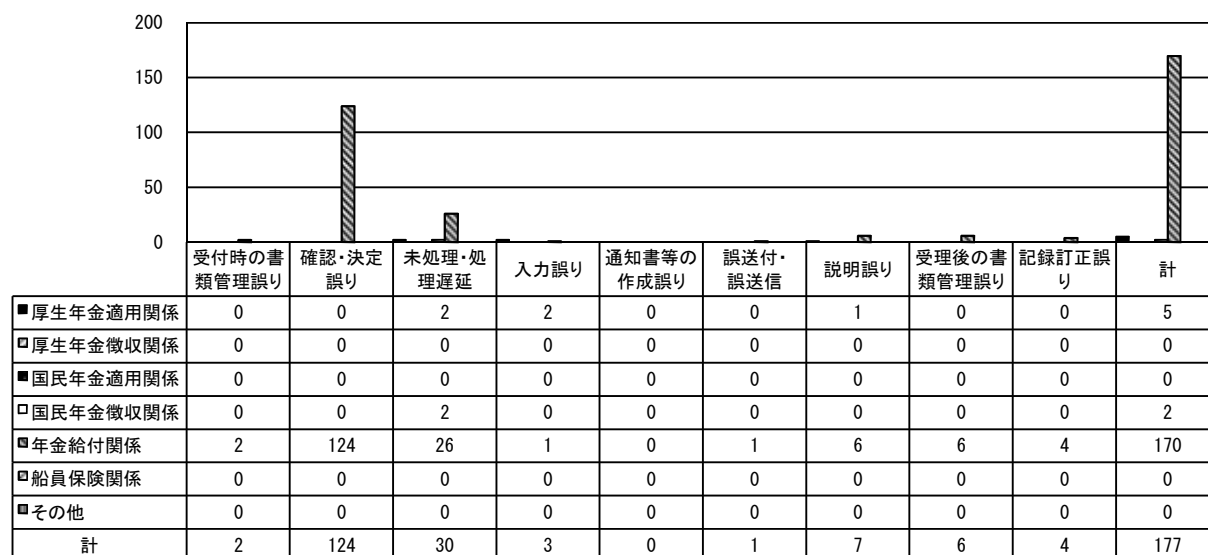
以下の分析については、システム事故を除く事務処理誤り等の177件を対象としています。

1 発生年度別・判明年度別内訳

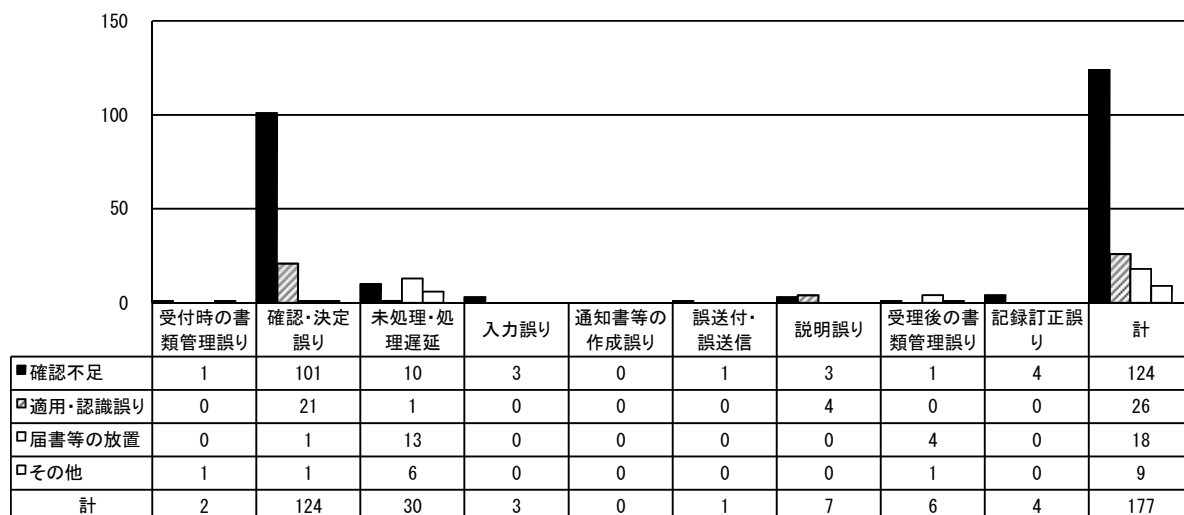
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生	---	---	---	---	---	15(3)	15(3)
平成25年度発生	---	---	---	---	20(2)	13(1)	33(3)
平成24年度発生	---	---	---	2	5	1	8
平成23年度発生	---	---	1	3	1	3	8
平成22年度発生	---	0	0	0	3	3	6
平成21年度以前発生							
（機構発足後）	0	0	0	2	0	0	2
（機構発足前）	1	1	0	12	53(1)	31	98(1)
計	1	1	1	19	82(3)	66(4)	170(7)

※（ ）内は市町村や委託業者等、機構職員以外による事務処理誤り件数（別掲）

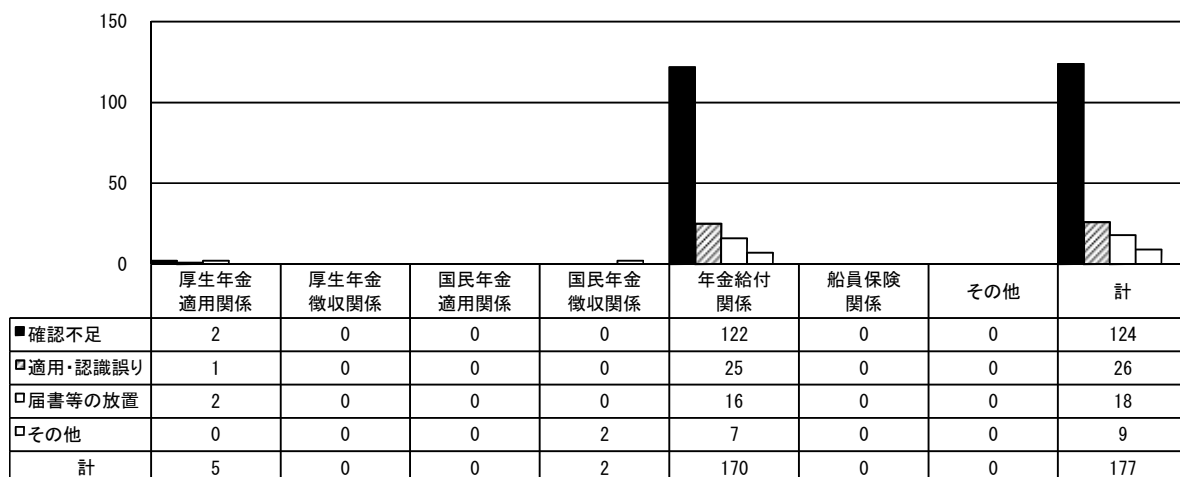
2 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳



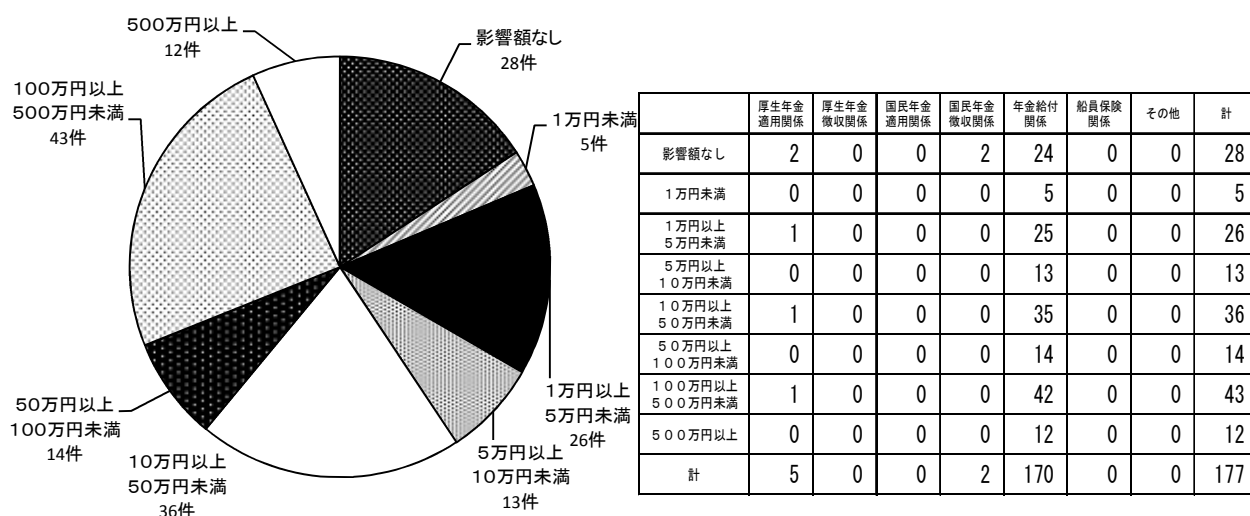
3 原因別・事務処理誤り等区分別内訳



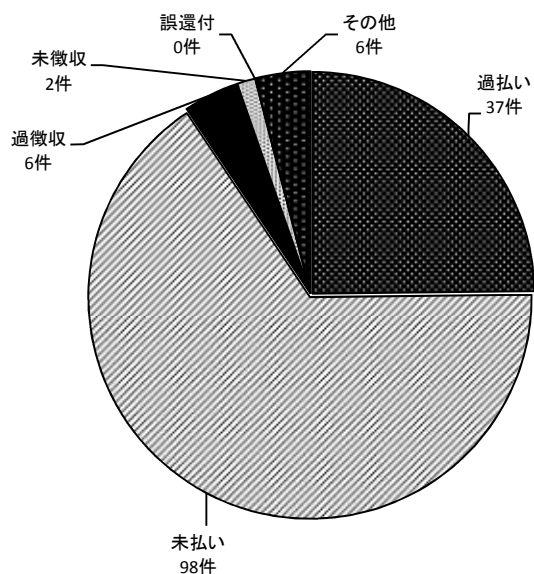
4 原因別・制度等別内訳



5 影響額別内訳



6 事象別内訳



事象	合計金額	平均金額
過払い	26,914,690	727,424
未払い	181,628,366	1,853,350
過徴収	3,848,803	641,467
未徴収	1,603,817	801,908
誤還付	0	0
その他	68,293,976	11,382,329
計	282,289,652	1,894,561

(注1) 「表6 事象別内訳」は、「表5 影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	4件	68,041,176
過払いと未払いがある件	2件	252,800

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	135件	76.3%
外部	42件	23.7%
計	177件	100.0%

Ⅲ システム誤りに伴う事故等

発生年月日	件 名	対象者数	影響区分	総額(円)
2012年10月15日	農林共済年金の移管にかかる徴収税額誤り	9名	過徴収	314,855
2012年7月15日	農林共済年金の移管にかかる年金額未払い	1名	未払い	139,116
2013年1月15日	平成25年2月定時支払分における復興税の未徴収	1名	未徴収	600
2012年10月25日	準確定申告源泉徴収票の通知誤り	1名	—	0
2014年1月28日	平成25年分年次源泉徴収票の通知誤り	61名	—	0
2008年4月 1日	遺族厚生年金の併給処理誤りに係る過誤払い	15名	その他	2,292,141
1994年12月15日	平成6年法律改正に伴う従前額保障にかかる年金額計算誤り	68名	その他	11,218
2012年5月16日	被保険者記録照会回答票への誤った被保険者記録(農林共済記録)の印字出力	6名	—	0

(注)システム事故等の詳細は、別添の「日本年金機構の平成26年11月分システム事故等一覧」を参照して下さい。

○日本年金機構の平成26年11月分の事務処理誤り等一覧(1～17ページ)

1. 厚生年金適用関係 1P 整理番号 1～5
2. 国民年金徴収関係 2P 整理番号 6～7
3. 年金給付関係 3P 整理番号 8～147

○日本年金機構の平成26年11月分 システム事故等一覧(18～19ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	入力誤り	大阪	今里	2013年 4月5日	2013年 4月18日	○お客様からの問合せにより、資格取得届の処理を行った際に、ダブルチェックを漏らしたため資格取得年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格取得年月日の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
2			栃木	事務 センター	2013年 11月20日	2014年 6月26日	○社会保険労務士からの問合せにより、入力委託業者が資格取得訂正届の標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、保険料の差額分について追加して納入告知しました。 ●入力委託業者に対して、資格取得届の入力処理後は、複数名でダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	157,267
3	月額変更届の誤り	説明誤り	大阪	淀川	2013年 4月8日	2013年 4月17日	○事務センターより届書が返戻された際に確認したところ、月額変更届により標準報酬月額が変更される月を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、標準報酬月額を変更する月についてあらためて徹底しました。	1事業所 1名	—	0
4	厚生年金適用関係 届書の処理漏れ	未処理・処理遅延	北海道	岩見沢	2011年 3月頃	2014年 7月23日	○廃棄書類を廃棄前に確認していたところ、算定基礎届が混入しており、確認したところ未処理であることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●算定基礎届を処理し、保険料の差額分について減額調整しました。 ●担当部署において、書類保管を個人で行わないことおよび受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底することを再確認しました。	1事業所 1名	過徴収	38,851
5			三重	伊勢	2011年 6月29日	2013年 2月8日	○退職した職員から懸案事項として引継がれた書類の中に、調査等が行われないまま未処理となっている月額変更届や算定基礎届があることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●必要な調査等と処理を行い、保険料については、差額分を納入告知しました。 ●担当部署において、書類保管を個人で行わないことおよび調査等のために保留されている書類の進捗管理を徹底することとしました。	4事業所 33名	未徴収	1,446,550

2．国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
6	国民年金徴収関係 届書の処理漏れ	未処理・処理遅延	宮城	仙台北	2013年 7月26日	2013年 11月8日	○お客様からの問合せにより、年金事務所と事務センターとの連絡不足が原因で、国民年金付加保険料納付申出書が処理保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し納付が認められたため、納付書を送付することで了承を得ました。 ●国民年金付加保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、事務センターへの連絡を確実にを行うことを徹底することとしました。	1名	—	0
7			本部	機構本部 (年金相談部)	2013年 11月5日	2013年 11月20日	○お客様からの問合せにより、国民年金保険料の納付書の再発行の依頼を受けたコールセンターのオペレーターが納付書作成依頼票の作成を漏らしたため、納付書が送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書を再度送付することで了承を得ました。 ●国民年金保険料の納付書を送付しました。 ●コールセンターの委託業者に対して、相談事跡と依頼票の確認や進捗管理を徹底するよう指導しました。	1名	—	0

３．年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
8	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山口	宇部	1991年 4月20日	2014年 4月24日	○遺族年金請求時に、死亡した受給者は旧法退職共済年金を受給していることから、本来、旧法厚生年金保険および旧法国民年金の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢基礎・厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	過払い	151,043
9			神奈川	相模原	2008年 10月19日	2013年 5月22日	○お客様からの問合せ又は、紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、国民年金納付済記録や合算対象期間等の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	1名	未払い	85,016
10			富山	事務センター	2014年 6月26日	2014年 8月18日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	41,433
11			長野	長野北	2004年 11月11日	2014年 6月13日	●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	149,578
12			神奈川	横須賀	1991年 1月10日	2013年 8月9日		1名	未払い	34,475
13			三重	事務センター	2006年 11月16日	2014年 6月20日		1名	未払い	41,889
14			鳥取	鳥取	1985年 7月11日	2013年 11月25日		1名	未払い	120,008
15			徳島	阿波半田	1988年 6月30日	2014年 2月26日	○年金相談時や、紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、配偶者記録や脱退手当金支給期間等に係る合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日等の決定誤りが判明しました。	1名	過払い	1,559,553
16			徳島	阿波半田	1997年 12月18日	2014年 2月26日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。	1名	過払い	721,455
17			茨城	日立	2012年 9月7日	2013年 2月22日	●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	12,948
18		説明誤り	静岡	浜松西	2014年 5月1日	2014年 6月27日	○年金相談時に、国民年金納付済記録や合算対象期間等の確認不足により、受給要件を満たしていないにもかかわらず老齢年金の請求を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。	1名	—	0
19			愛知	事務センター	2014年 6月2日	2014年 11月10日	●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
20			群馬	渋川	2014年 7月25日	2014年 7月25日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が年金見込額照会時の入力方法を誤ったことから、納付月数が不足していると判断し、老齢年金の請求時期を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
21	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	明石	1984年 6月1日	2012年 9月24日	○遺族年金の請求時又は、事務センターからの連絡等により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れ等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正しました。過払いがあるお客様については返納処理を行いました。過徴収のあるお客様については還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過徴収	163,800
22			兵庫	須磨	1989年 11月9日	2013年 1月23日		1名	過払い	64,559
23			群馬	渋川	2002年 9月5日	2013年 11月21日		1名	過徴収	51,583
24			大阪	吹田	1985年 1月1日	2013年 11月25日		1名	過払い	24,674
25			宮崎	都城	1978年 4月20日	2014年 6月18日		1名	過徴収	13,312
26			北海道	帯広	1981年 2月20日	2014年 1月22日		1名	過払い	13,105
27			静岡	清水	1981年 5月2日	2013年 11月20日		1名	過徴収	1,257
28	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2006年 5月25日	2012年 9月28日	○機構本部からの連絡により、旧三共済組合期間の確認漏れのために、本来退職共済年金として決定すべきところ、誤って特別支給の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,478,803
29			長崎	佐世保	1996年 5月20日	2013年 3月18日		1名	過払い	2,917,215
30			大分	大分	2005年 8月4日	2013年 7月18日		1名	未払い	2,111,400
31			北海道	札幌西	2001年 6月28日	2010年 3月9日		1名	過払い	2,098,103
32			長野	長野北	2009年 6月16日	2014年 3月24日		1名	過払い	1,271,313
33			東京	葛飾	1991年 9月20日	2013年 2月5日		1名	過払い	563,652
34			長野	長野南	2005年 1月20日	2014年 9月8日		1名	過払い	31,900
35			広島	広島東	1999年 9月30日	2013年 10月21日		1名	未払い	24,678
36			本部	機構本部 (記録管理部)	2013年 10月3日	2013年 11月20日		1名	過払い	710
37			神奈川	港北	1986年 7月24日	2013年 12月2日		1名	未払い	439,245

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
38	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	港	1988年 12月1日	2014年 5月13日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、年金記録の重複期間を補正することなく年金裁定処理を行っていたことが判明しました。	1名	過払い	12,804
39			東京	荒川	1978年 4月1日	2014年 2月27日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。新たに年金を決定したお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	過払い	603
40			愛知	熱田	1983年 10月15日	2013年 8月7日	●担当部署において、審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,628,742
41			愛知	岡崎	1983年 12月27日	2013年 8月8日		1名	未払い	1,051,459
42			兵庫	尼崎	1991年 11月13日	2013年 5月22日	○お客様からの問合せ又は、事務センターからの連絡により、第3号被保険者期間が不整合のまま老齢年金を裁定していたことが判明しました。	1名	過払い	76,902
43			兵庫	尼崎	1995年 10月5日	2013年 7月31日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	9,000
44	老齢基礎・老齢厚生年金繰上請求にかかる誤裁定について	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2013年 7月11日	2014年 2月10日	○お客様からの問合せにより、繰上げを希望していたのにもかかわらず、繰上げ請求書を受けずに裁定していたことが判明しました。	1名	未払い	187,197
45			福岡	小倉北	2013年 2月13日	2013年 9月24日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。年金が正しく支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び繰上げに係る取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	158,957
46		入力誤り	東京	事務センター	2014年 5月29日	2014年 9月12日	○お客様からの問合せにより、入力委託業者の入力誤りから、繰上げを行わずに裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。年金が正しく支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して、入力後のチェックを徹底するよう指導しました。また担当部署職員に対しても、請求書と処理結果リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,266

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
47	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2014年 4月8日	2014年 6月26日	○機構本部からの連絡により、戸籍等の死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,206,348
48			長野	長野南	1986年 12月11日	2013年 8月21日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業に伴う事務センターからの連絡や、機構本部からの連絡等により、遺族年金の裁定時に厚生年金・共済年金加入期間の確認を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金を裁定する際には、厚生年金・共済組合の加入記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,852,713
49			三重	事務センター	2014年 7月17日	2014年 8月6日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	84,650
50			兵庫	明石	1992年 1月14日	2013年 8月20日	○機構本部からの連絡により、遺族共済年金決定時に適用した条文の確認不足により、同時に請求された遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、共済年金加入期間の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	過払い	20,000
51			鹿児島	鹿児島南	2001年 4月10日	2014年 4月1日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,312,335
52			鹿児島	鹿児島南	2007年 4月12日	2014年 3月3日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	892,821
53			熊本	熊本西	1950年 1月頃	2014年 4月11日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	320,471
54			富山	魚津	2001年 6月14日	2013年 12月16日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	265,338
55			宮崎	都城	2005年 8月11日	2014年 6月12日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	217,692
56			東京	事務センター	2014年 1月30日	2014年 6月25日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業の際の事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,466

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
57	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2010年 4月28日	2014年 1月8日	○お客様からの問合せにより、初診日の確認漏れのために、本来障害厚生年金として決定すべきところ障害基礎年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,254,755
58			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 6月19日	2014年 7月24日	○お客様からの問合せ又は、障害状態の再認定作業の際に、障害年金決定時における障害等級や次の診断書の提出時期の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
59			北海道	稚内	2014年 2月18日	2014年 10月27日	●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
60			徳島	徳島北	2013年 7月17日	2013年 10月31日	○お客様からの問合せにより、市町村が障害年金請求書の受付年月日の押印を誤ったことから、受給権発生年月日の決定が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●市町村より、再発防止策等の報告がありました。	1名	未払い	65,541
61	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2013年 12月13日	2014年 1月16日	○お客様からの問合せにより、障害年金の所得調査時に併せて決定される障害等級や次の診断書の提出時期の登録処理、および現況届の入力処理が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81,091
62			東京	青梅	2009年 9月頃	2014年 1月8日	●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	581,975
63			山口	事務センター	2014年 4月17日	2014年 4月17日	●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,373,039
64	年金分割に係る誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	2013年 1月18日	2013年 3月18日	○お客様からの問合せにより、厚生年金基金加入期間の確認不足のために、年金分割の按分割合を誤って案内、決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金分割の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	2名	その他	269,516
65		説明誤り	京都	中京	2010年 1月31日	2013年 2月19日	○お客様からの連絡や事務センターより、年金分割の請求期限の説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明したものの理解が得られなかったため、離婚分割の標準報酬改定請求書を受け付けし、却下通知を送付しました。 ●担当部署において、年金分割の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
66	加給年金の誤り	確認・決定誤り	広島	三次	1987年 6月30日	2014年 4月30日	○機構本部から連絡があり、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、加給年金の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	5,899,389
67			岡山	岡山西	2002年 2月1日	2013年 10月24日	○機構本部から連絡があり、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、加給年金の加算および振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	未払い	3,616,195
68			大阪	貝塚	2008年 3月31日	2012年 10月17日	○事務センターから連絡があり、年金の再裁定時に年金記録の確認が不足したために、加給年金額加算開始事由該当届の案内を行わなかったことから、加給年金額の加算および振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届出を案内しました。届書の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	未払い	3,599,366
69			京都	京都南	2007年 2月3日	2013年 8月28日	○年金相談の際に、年金請求時の配偶者の生年月日や年金記録の確認不足により生計維持確認届の案内を行わなかったことから、加給年金額の加算漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、届出を案内しました。届書の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,507,307
70			群馬	前橋	1990年 12月13日	2014年 3月20日	○事務センターから連絡があり、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,353,274

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
71	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	2002年 4月19日	2013年 12月20日	○年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足により配偶者状態の登録誤りや生計維持確認届の案内を漏らしたことで、加給年金額の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,515,700
72			兵庫	尼崎	1988年 2月15日	2013年 5月21日		1名	未払い	1,155,853
73			兵庫	尼崎	1994年 1月16日	2013年 7月18日		1名	過払い	1,136,731
74			岐阜	美濃加茂	1990年 12月27日	2013年 11月12日		1名	過払い	708,095
75			千葉	千葉	1986年 4月15日	2014年 1月29日		1名	未払い	644,000
76			長野	長野北	1998年 11月19日	2014年 2月10日		1名	未払い	497,917
77			千葉	市川	1996年 5月9日	2014年 4月23日		1名	未払い	470,277
78			宮崎	高鍋	1990年 1月8日	2013年 9月20日		1名	未払い	460,881
79			大分	大分	1992年 1月20日	2013年 7月19日		1名	未払い	375,570
80			東京	文京	1987年 2月1日	2014年 8月14日		1名	未払い	234,691
81			神奈川	相模原	1997年 3月31日	2013年 6月28日		1名	未払い	226,000
82			広島	福山	1990年 6月21日	2013年 10月15日		1名	未払い	224,733
83			静岡	静岡	1987年 12月24日	2014年 3月18日		1名	未払い	156,750
84			岐阜	多治見	1992年 6月8日	2013年 11月7日		1名	未払い	121,975
85			群馬	前橋	1997年 4月17日	2014年 8月8日		1名	未払い	21,609
86			埼玉	大宮	1995年 7月20日	2013年 12月20日		1名	未払い	21,608
87			山梨	事務センター	1991年 9月18日	2013年 10月10日		1名	未払い	16,866
88			栃木	宇都宮西	1983年 4月15日	2014年 7月14日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
89	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	立川	1991年 5月26日	2014年 3月3日	○年金相談の際に年金記録を確認したところ、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	5,148,221
90			栃木	宇都宮西	1993年 7月6日	2014年 8月14日	○年金事務所における再裁定書類の内容点検時に、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,520,409
91			愛媛	松山西	1989年 1月19日	2014年 9月11日	○機構本部から連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,488,363
92			茨城	事務センター	1991年 11月14日	2014年 9月26日	○妻が遺族年金の請求をした際に、夫の年金の裁定時に年金記録の確認が不足したことにより配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,438,113

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
93	振替加算の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	1989年 11月13日	2014年 7月2日	○年金相談の際に、年金の裁定時に年金記録の確認不足により、配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	4,128,134
94			宮崎	宮崎	1995年 6月29日	2014年 7月17日	○妻が遺族年金の請求をした際に、自身の老齢年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	3,456,416
95			山口	宇部	1998年 8月6日	2014年 7月3日	○遺族年金請求時又は、事務センターからの連絡等により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により配偶者状態の登録を誤り、振替加算を誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	未払い	2,880,171
96			栃木	宇都宮西	2001年 4月30日	2014年 8月14日		1名	未払い	2,215,555
97			東京	荒川	2003年 7月31日	2014年 7月28日		1名	未払い	1,701,558
98			静岡	三島	1993年 5月1日	2014年 2月16日		1名	過払い	1,101,835
99			長野	事務センター	2008年 2月14日	2014年 3月11日		1名	過払い	650,046
100			高知	事務センター	2014年 2月13日	2014年 7月14日		1名	過払い	46,049

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
101	年金選択の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	1989年 11月20日	2013年 10月10日	○事務センターからの連絡により、生年月日等の確認不足から、受け取る年金が複数である場合に一方の年金に対して行う支給停止処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,626,085
102			長野	長野南	1993年 3月19日	2014年 3月20日	○事務センターからの連絡により、受け取っている年金の種類等の確認不足から、受け取る年金が複数である場合に一方の年金に対して行う支給停止処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。年金の返納処理が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,081,042
103			茨城	土浦	2008年 7月17日	2013年 4月11日	○お客様からの問合せにより、年金請求時に年金受給選択届の案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,694,605
104			茨城	土浦	1997年 1月16日	2013年 8月26日	○事務センターからの連絡により、年金受給選択処理の際にいったん支払いの保留を行ったものの、保留処理が解除されないままとなっていたことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後のチェックを徹底することで、保留の解除処理を漏らさないよう周知しました。	1名	未払い	884,949
105			愛知	中村	2013年 4月18日	2013年 9月4日	○お客様からの問合せや年金相談時に、厚生年金基金から支給される代行部分や労災の障害補償年金、振替加算等の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。	1名	未払い	618,041
106			京都	中京	2011年 10月21日	2012年 2月15日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	113,299
107			兵庫	西宮	2011年 12月6日	2012年 12月6日	●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,550
108			埼玉	熊谷	2013年 1月8日	2013年 8月13日		1名	過払い	10,457

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
109	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	1998年 10月29日	2013年 2月7日	○機構本部からの連絡により、特別支給の老齢厚生年金の決定後に行う改定処理を漏らしていたことから、老齢基礎・厚生年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、改定処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,531,384
110			北海道	札幌西	2011年 9月頃	2013年 8月13日	○お客様からの問合せにより、誤裁定を訂正した際に発生した未払い分のうち、時効消滅分の支払についての機構本部への協議がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議依頼を行いました。協議の結果、処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,437,614
111			本部	機構本部 (支払部)	2014年 1月15日	2014年 2月19日	○お客様からの問合せにより、雇用保険と年金の調整の際、確認不足により年金の支払額の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険との調整の際に、基本手当の給付期間等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,875
112			大阪	事務センター	2013年 11月5日	2014年 1月23日	○年金事務所からの連絡により、所得状況届を審査する際に、同時に処理すべき国民年金受給権者支給停止事由該当届や国民年金受給権者支給停止事由消滅届等の事務センターへの回付が遅れたことから、障害基礎年金の支給停止期間を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、同時に処理しなければならない書類の回付時のルールを改めました。	1名	過払い	1,031,082
113			本部	旧社会保険 業務センター	1977年 1月頃	2014年 5月26日	○他の部署からの連絡により、旧厚生年金保険の老齢年金決定の際、既裁定の通算老齢年金の失権処理を行うべきところ、老齢年金の受給権発生年月日等の確認不足から失権年月日を誤った年月日で登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、担当部署に取扱いを協議し、訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、現在の事務処理では発生することはありません。	1名	未払い	246,234

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
114	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (業務渉外部)	2014年 7月23日	2014年 8月15日	○市町村からの差押により、年金支払額の調整を行う際、差押通知書の取立金額等の確認不足により、お客様への過徴収と市町村への過配当が判明しました。 ●担当者がお客様に対してお詫びの上説明し、訂正しました。年金の支払が完了したことを確認しました。	1事業所 1名	その他	164,800
115			本部	機構本部 (業務渉外部)	2014年 7月23日	2014年 8月13日	●担当者が市町村に対してお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時、入力時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	88,000
116	年金の支払い保留 処理の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2008年 9月11日	2012年 6月19日	○事務センターから連絡があり、死亡した年金受給者に新たに年金記録が判明したことに伴い、再裁定時に支払保留を行うところ、その処理を漏らし、死亡月より後の年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,068,964
117			東京	品川	2009年 10月26日	2014年 7月24日	○事務センターからの連絡により、裁定時に行った支払保留処理が解除されていなかったことが判明しました。 ●年金額に影響はなかったものの、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
118			鳥取	事務センター	2014年 5月15日	2014年 8月15日	○お客様からの問合せにより、老齢厚生年金裁定時における雇用保険基本手当の受給状況の確認不足から、本来必要のない年金の支払保留処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,374
119			長野	事務センター	2014年 6月12日	2014年 9月19日	○お客様からの問合せにより、死亡の連絡があった年金受給者の住所等の確認不足から、誤って別人に対して死亡の支払保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	158,932
120			東京	江東	2014年 7月18日	2014年 8月19日	●担当部署において、死亡の支払保留時の住所等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	125,466

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
121	年金給付関係書類 の処理漏れ	受付時の書類管理 誤り	福岡	久留米	2013年 9月12日	2013年 12月10日	○お客様からの問合せにより、障害給付額改定請求書や年金額 仮計算書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行い通知を送付し ました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	95,367
122			愛知	名古屋西	2013年 8月頃	2014年 3月25日		1名	未払い	24,008
123		未処理・処理遅延	奈良	事務センター	2011年 7月1日	2012年 4月2日	○事務センターにおける内部点検により、障害基礎年金裁定請求 書や再裁定申出書など、年金給付関係書類の処理漏れが判明し ました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、裁定処理等を行いました。 過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未 払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	59名	その他	38,220,173
124			高知	高知西	2010年 3月9日	2012年 10月2日		17名	その他	29,059,790
125			千葉	市川	2013年 3月19日	2013年 7月5日		1名	未払い	10,578,450
126			大阪	事務センター	2014年 1月31日	2014年 3月7日		1名	—	0
127			茨城	事務センター	2013年 9月5日	2014年 4月16日		1名	未払い	2,230,425
128			京都	事務センター	2013年 9月30日	2013年 12月10日		1名	未払い	335,833
129			岩手	事務センター	2013年 10月11日	2013年 12月2日		1名	未払い	64,866

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
130	年金給付関係書類 の処理漏れ	未処理・処理遅延	北海道	小樽	2009年 9月14日	2014年 8月8日	○お客様からの問合せ又は、事務センターからの連絡により、未支給年金請求書や選択申出書、再裁定申出書など、年金給付関係書類の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、裁定処理等を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	983,804
131			本部	機構本部 (支払部)	2008年 1月4日	2014年 3月26日		1名	未払い	340,029
132			神奈川	平塚	2010年 6月18日	2014年 8月1日		1名	未払い	5,091
133			東京	文京	2011年 10月4日	2014年 4月16日		1名	—	0
134			広島	三次	1999年 7月19日	2014年 4月18日		1名	—	0
135			岐阜	多治見	2013年 6月頃	2014年 4月21日		2事業所 11名	未払い	1,302,679
136			静岡	浜松西	2008年 10月8日	2014年 4月10日		1名	—	0
137			本部	機構本部 (支払部)	2011年 10月頃	2014年 6月5日	○担当部署で行った点検により、未支給年金請求書の処理漏れや要再裁定リストの確認不足による再裁定申出書の案内漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、裁定処理等を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	344,723
138			本部	機構本部 (業務渉外部)	2013年 11月5日	2014年 6月18日		1名	未払い	16,866
139			岡山	事務センター	2008年 5月23日	2014年 3月14日		1名	未払い	18,565
140		受理後の書類管理 誤り	東京	青梅	2009年 6月12日	2012年 10月29日	○お客様からの問合せにより、未支給年金請求書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者が訪問・電話・文書により繰返しお客様にお詫びの上再提出をお願いしたものの、ご返答いただけなかったため、ブロック本部へ協議し対応を打ち切りとしました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,688,383
141			埼玉	熊谷	2010年 4月14日	2013年 8月2日	○事務センターからの連絡等により、返戻されていた未支給年金請求書や年金受給選択申出書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。請求書等を再提出していただき処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	76,650
142			本部	機構本部 (障害年金業務 部)	2014年 1月14日	2014年 6月12日	○担当部署において未処理書類の点検を行ったところ、障害厚生年金裁定請求書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の定期的な進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響額 (単位:円)
143	年金関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	札幌東	2014年 7月8日	2014年 7月9日	○お客様からの問合せにより、宛名の確認不足から、別人の「年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書等」を誤って送付したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付した書類を回収しました。 ●担当部署において、書類の封入時の確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
144	年金の振込先金融機関に係る誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (業務渉外部)	2014年 8月4日	2014年 11月10日	○お客様からの問合せにより、脱退一時金の振込先金融機関名の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	754,260
145	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	北海道	稚内	2013年 1月14日	2014年 6月11日	○事務センターからの連絡により、別人記録が混在した年金記録で、お客様が老齢年金を受給されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正および返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	51,164
146			岡山	津山	1997年 11月10日	2014年 7月31日		1名	過払い	32,000
147			東京	練馬	2012年 5月24日	2013年 6月27日	○事務センターからの連絡により、障害年金受給者に対し、別人記録を誤って統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

日本年金機構の平成26年11月分システム事故等一覧

整理 番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	農林共済年金の移管にか かる徴収税額誤り	2012年10月15日	2012年12月13日	○農林共済年金を受給されている一部のお客様について、税額が過徴収されていたことが判 明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した振込通知書を送付の上、過徴 収分を還付しました。 ●プログラム修正は完了しております。	9名	過徴収	314,855
2	農林共済年金の移管にか かる年金額未払い	2012年7月15日	2012年12月28日	○農林共済年金を受給されているお客様で振込先がゆうちょ銀行で平成24年2月・4月・6月定 期支払分がいずれも振込不能となったお客様について、平成24年7月随時支払時に平成24年 2月・4月・6月分をお支払すべきところ、2月分が未払いとなっていることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した振込通知書、源泉徴収票を送 付の上、未払い分をお支払いしました。 ●農林共済年金の移管時に発生した不具合事象については台帳で一元管理することにより、 将来同様な開発案件で活用できるようにしました。	1名	未払い	139,116
3	平成25年2月定時支払分 における復興税の未徴収	2013年1月15日	2013年1月15日	○復興税計算の対象となる一部のお客様について、平成26年2月定期支払時に復興税が徴 収されるべきところ、計算が行われず未徴収となったことが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した振込通知書、支給額変更通 知書を送付の上、平成26年4月定期支払時に未徴収分を徴収しました。	1名	未徴収	600
4	準確定申告源泉徴収票 の通知誤り	2012年10月25日	2012年10月25日	○再裁定後の初回支払いが振込不能となったお客様について、準確定申告源泉徴収票の支 払金額が誤って出力されていたことが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した準確定申告源泉徴収票を送 付しました。 ●プログラム修正は完了しました。	1名	—	0
5	平成25年分年次源泉徴 収票の通知誤り	2014年1月28日	2014年2月17日	○一部のお客様について、平成26年1月に送付した平成25年度源泉徴収票の社会保険料額 が誤って出力されていたことが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい金額を記載した源泉徴収票を送付しました。 ●作業方法及び実施体制を見直すことにより、再発防止を図ることとしています。	61名	—	0
6	遺族厚生年金の併給処 理誤りに係る過誤払い	2008年4月1日	2013年5月10日	○遺族厚生年金の裁定時において老齢厚生年金の受給権者については、併給処理までの間 は遺族厚生年金の支払を一旦保留し、併給処理後に遺族厚生年金を支払うこととしている。そ の際、本来であれば遺族厚生年金の受給権発生時から保留解除すべきところ、併給処理に伴 う年金額調整開始時より保留解除となったため未払い等となっていることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付の上、未払い があるお客様については、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。また、過払いがあ るお客様については、返納の処理が完了したことを確認しました。	15名	その他	2,292,141

日本年金機構の平成26年11月分システム事故等一覧

7	平成6年法律改正に伴う 従前額保障にかかる年金 額計算誤り	1994年12月15日	2013年11月29日	○年金制度改正による年金額の見直しが行われた場合、改正後の年金額が改正前の年金額を下回る時は、既得権を保障するために従前額を支給する経過措置(従前額保障)が設けられていますが、平成6年法律改正時の従前額保障について、システムの不備により、恒久的に従前額(平成6年9月30日時点の額)を保障する対応が行われていなかったため、一部のお客様への未払いが判明しました(本件は、平成26年5月9日に公表した案件について、新たな対象者が判明したもの)。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付の上、未払い金をお支払いしました。 ●対象のお客様について、今後、恒久的に従前額を保障するよう対応をしました。	68名	その他	11,218
8	被保険者記録照会回答 票への誤った被保険者記 録(農林共済記録)の印 字出力	2012年5月16日	2012年5月17日	○農林共済に加入したことがあり、同内月における加入及び脱退した場合は、年金の期間として含めないこととされています。しかしながら、お客様へお送りする被保険者記録照会回答票には、誤って印字出力されるシステムの仕様になっていることが判明しました。 ●原因は、システムの不備によるものです。 ●誤って出力された被保険者記録照会回答票について、すべての年金事務所へ確認したところ、既に6名のお客様へ送付していることが判明しました。 ●システムの改修を行ったうえで、該当するお客様に対しては、お詫びの文書及び正しい被保険者記録照会回答票を送付しました。	6名	—	0